

番号制度に関する

不定期連載

第1回



執筆： 地方公共団体情報システム機構
番号移行サポートセンター

番号法施行日（平成27年10月5日）まであと3カ月となり、4月に開設した番号移行サポートセンターには様々な問い合わせが寄せられています。

本稿では、番号制度導入にあたり、番号移行サポートセンターによく寄せられる問い合わせ、すべての市町村に知っていただきたい事項をQ&A形式でご紹介します。

今月号のテーマは、個人番号の生成及び付番に関する事項です。

1 個人番号の構成

問1 個人番号は11桁の番号と1桁の検査用数字で構成される^{※1}が、検査用数字の具体的な算出方法を知りたい。

答1 個人番号の検査用数字は以下の手順で算出します。

- ①11桁の番号の末尾から1桁ずつ順に重みを2、3、4、5、6、7、2、3、4、5、6と乗じて総和を求める。
- ②総和を11で割りその余りを求める。
- ③11より余りを引いた値がチェックデジットとなる。

<例>

11桁の番号がabcdefghijkの場合（a～kは任意の1桁の数字、X～Zは計算により求められた数字を表す）

- ① $(k \times 2) + (j \times 3) + (i \times 4) + (h \times 5) + (g \times 6) + (f \times 7) + (e \times 2) + (d \times 3) + (c \times 4) + (b \times 5) + (a \times 6) = X$
- ② $X \div 11 = Y \text{ 余り } Z$

③11-Zがチェックデジット

※Z（余り）が0または1の場合はチェックデジットを「0」とする。

解説 個人番号の検査用数字の算式は、番号法総務省令^{※2}第五条において以下のように規定されています。

$$\sum_{n=1}^{11} P_n \times Q_n \text{ を } 11 \text{ で除した余り}$$

ただし、 $11 - (\sum_{n=1}^{11} P_n \times Q_n \text{ を } 11 \text{ で除した余り}) \leq 1$ の場合は、0とする。

<算式の符号>

P_n 個人番号を構成する検査数字以外の11桁の番号の最下位の桁を1桁目としたときのn桁目の数字

Q_n $1 \leq n \leq 6$ のとき $n+1$ $7 \leq n \leq 11$ のとき $n-5$

2 個人番号とすべき番号の生成要求

問2 個人番号とすべき番号の生成は具体的にどのように要求すればいいのか。

答2 既存住基システム^{※3}または統合端末（現

※1 番号法施行令（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年三月三十一日政令第百五十五号））第八条に規定されている。

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年十一月二十日内閣府・総務省令第八十五号）

※3 住民基本台帳に関する記録を管理し、事務を処理するためのシステム

番号制度に関するQ&A

在のCS端末) からCS^{※4}を経由して機構の番号生成システムに対して該当住民の住民票コードを送信することにより生成を要求します。

なお、初期については平成27年6月20日時点の現存者を対象とした個人番号リスト(個人番号とすべき番号と住民票コードを関連づけて市町村ごとにリスト化したもの)を6月末から順次送信しています。

解説 個人番号とすべき番号の生成要求は番号法^{※5}第八条に規定されています。個人番号リストの配付は番号法附則第二条に規定されている準備行為として実施しています。

問3 同一住民票コードによる個人番号生成要求を複数回行った場合、異なる個人番号とすべき番号が返却されるのか。

答3 同一住民票コードによる個人番号生成要求に対しては同じ個人番号が返却されます。

解説 機構の番号生成システムは住民票コードと個人番号を関連づけて管理しています。個人番号が変更されない限り、同じ個人番号を返却します。

問4 住民票コード変更後に個人番号生成要求を行った場合、異なる個人番号が返却されるのか。

答4 住民票コード変更を行った場合でも、同じ個人番号が返却されます。

解説 住民票コードが変更された場合、機構の番号生成システムは変更後の住民票コードと個人番号を新たに関連づけて管理します。

3 個人番号の仮付番

問5 個人番号リストを受信した後に必要となる作業には何があるか。

答5 既存住基システムにおいて、個人番号リストを基に住民票への個人番号の仮付番を行います。その後、仮付番した個人番号を設定して本人確認情報の更新処理を行います。

解説 個人番号の仮付番は番号法附則第二条に規定されている準備行為として実施します。なお、本人確認情報の更新処理は機構が提示したスケジュールに沿って実施していただきます。

4 個人番号の変更

問6 個人番号は変更できるのか。

答6 個人番号が漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められるときに限り、請求又は職権により変更することができます。

解説 番号法第七条第二項において、個人番号が漏洩して不正に用いられるおそれがあると認められるときは、従前の個人番号に代えて新たに個人番号を指定しなければならないと規定されています。

問7 個人番号を変更するときには住民票コードの変更も必要となるのか。

答7 個人番号の変更に伴っての住民票コードの変更は必要ありません。住民票コードの変更には別に請求が必要です。

解説 個人番号の変更は番号法第七条第二項、住民票コードの変更は住基法^{※6}第三十条

※4 コミュニケーション・サーバ

※5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)

※6 住民基本台帳法(昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号)

の三の規定に基づいて行います。

問8 住民票コードを変更するときには個人番号の変更も必要となるのか。

答8 住民票コードの変更に伴っての個人番号の変更は必要ありません。個人番号の変更には別に請求又は職権による処理が必要です。

解説 問7と同じです。

問9 個人番号を変更する場合、変更後の個人番号も住民票コードを基に生成されるのか。

答9 お見込みのとおりです。

解説 番号法第八条第二項において、機構が生成する個人番号とすべき番号は従前の個人番号を含む他のいずれの個人番号とも異なること、住民票に記載された住民票コードを変換して得られるものであることが規定されています。

問10 個人番号の仮付番後、番号法施行日までの間に個人番号を変更することはできるのか。

答10 番号法施行日前に個人番号の変更を行うことはできません。

解説 仮付番は準備行為として実施するものであり、個人番号は番号法施行日をもって付番されます。付番されていない個人番号を変更することはできないため、システムにおいても抑止しています。

5 仮付番後番号法施行日までの間に 削除となった住民の個人番号の扱い

問11 個人番号の仮付番後、番号法施行日までの間に削除となった住民の個人番号はどのようにすればよいのか。

答11 住民票から削除してください。

解説 個人番号は番号法施行日をもって付番されるため、番号法施行日時点で現存者でない場合は仮付番した個人番号を削除する必要があります。

6 番号法施行日をまたがる転出、 転入時の対応

問12 番号法施行日前に番号法施行日以降を予定日として転出を届け出た住民の個人番号の付番は、転出地と転入地のいずれで行うのか。

答12 転入地において個人番号の付番を行います。転出地においては仮付番した個人番号を住民票から削除します。

解説 番号法施行日をまたがる異動については、届出の年月日により個人番号の付番の可否を判断します。

問13 番号法施行日後に番号法施行日前を転出日とする転出届があった場合、住民票に記載した個人番号を削除する必要はあるか。

答13 削除する必要はありません。このケースは転出地における個人番号の付番が有効です。

解説 問12と同じです。

問14 番号法施行日前に他市町村に転出を届け出た住民が番号法施行日後に転入を届け出た場合、転入地で個人番号の生成要求を行うことになるが、この時返却される個人番号は転出地で仮付番したものと同一になるか。

答14 同一の個人番号が返却されます。

解説 問7と同じです。